



2026年5月13日

各 位

会社名 白銅株式会社
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 山田 哲也
 (コード番号：7637 東証プライム)
 問合せ先責任者 管理部長 水野 智史
 電話番号 03(6212)2811

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり役員報酬制度の改定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、今回の役員報酬制度の改定内容のうち、譲渡制限付株式報酬制度の導入に関しましては、2026年6月開催予定の第77回定時株主総会において、関連する議案が承認されることを条件とします。

また、今回の役員報酬制度の改定については、指名・報酬等諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）において審議を重ねた上で、取締役会に上程し、決議しております。

記

1. 役員報酬制度改定の目的

当社は、2025年4月より始動した中期経営計画の達成や創業100周年となる2031年度の目指す姿の実現に向けた役員のコミットメントをより強め、中長期的な企業価値向上と持続的な成長のための経営意識を一層高めることを目的に、役員報酬と経営計画との連動性を更に強化する報酬制度へ改定することといたしました。

2. 役員報酬制度改定の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する報酬は、基本報酬、業績連動賞与および株価連動賞与より構成されておりますが、これを基本報酬、短期インセンティブおよび中長期インセンティブに改めた上で、各報酬の内容および割合を設定することといたします。また、監査等委員である取締役（社外取締役を除く）に対する報酬は、基本報酬、業績連動賞与および株価連動賞与より構成されておりますが、これを基本報酬および中長期インセンティブに改めます。さらに、社外取締役に対する報酬は、基本報酬および株価連動賞与より構成されておりますが、これを基本報酬および中長期インセンティブに改めます。

(1) 報酬構成および報酬割合

構成	支給内容	固定/変動	位置づけ
基本報酬	金銭報酬	固定	委任契約に基づく地位や負担に対する対価
短期インセンティブ (賞与)	金銭報酬	変動（業績）	短期的な利益の創出・配当による還元
中長期インセンティブ (株式報酬)	非金銭報酬	固定および変動 (株価)	中長期的な成果創出・達成（事業の拡大・成長）

(代表取締役社長)

基本報酬 50%	短期インセンティブ 40%	中長期イン センティブ 10%
-------------	------------------	-----------------------

(その他の取締役)

基本報酬 50%~60%	短期インセンティブ 40%~30%	中長期イン センティブ 10%
-----------------	----------------------	-----------------------

(注)役位が高くなるに連れ短期インセンティブの割合が高くなるように設定している

(2) 短期インセンティブの評価指標および算定方法

(算定方法)

短期インセンティブ (賞与) = 役位別の基準額 × 支給率 (対計画目標達成率 + 対過去実績伸長率)

(評価指標)

項目	予算比	実績比
評価指標	・連結経常利益目標 (中期経営計画・当年度事業計画) ・CO2 排出削減量目標 ・人的資本目標	連結税金等調整前当期純利益実績 (過去3事業年度の伸長率)
測定方法	対計画目標達成率	対過去実績伸長率
業績結果の反映方法	各指標の基準に対する達成率・伸長率を直接算出式に用いる	
支給額の変動幅	0~300%	0~300%

(3) 中長期インセンティブの評価指標および算定方法

中長期インセンティブ (株式報酬) は、「譲渡制限付株式報酬制度」と「株価連動賞与」より構成されています。

① 譲渡制限付株式報酬制度

今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度 (以下「本RS制度」という。) の支給対象に監査等委員でない取締役に加えて、監査等委員である取締役および社外取締役を追加することを含め、以下のとおり本RS制度を導入することを決定いたしました。本RS制度の導入により、当社の監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役および社外取締役を含む全ての取締役 (以下「RS対象取締役」という。) に対して、当社の普通株式の割当てのための金銭債権を報酬として支給することとなるため、本RS制度の導入は、株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額は、2026年6月開催予定の第77回定時株主総会において、年額600百万円以内 (うち社外取締役は年額55百万円以内) とする改定案をご承認いただく予定であります (なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。)。監査等委員である取締役の報酬額につきましても、同定時株主総会において年額120百万円以内 (うち社外取締役は年額70百万円以内) とする改定案をご承認いただく予定であります。

また、これら改定ご承認後の報酬枠の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭債権 (以下「金銭報酬債権」という。) とし、その総額を、(a) 監査等委員でない取締役については年額55百万円以内 (うち社外取締役は年額9百万円以内)、当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれることにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年34千株以内 (うち社外取締役は年6千株以内)、(b) 監査等委員である取締役については

年額 22 百万円以内（うち社外取締役は年額 12 百万円以内）、当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれることにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年 14 千株以内（うち社外取締役は年 8 千株以内）とすることにつき、同定時株主総会においてご承認いただく予定であります。

R S 対象取締役は、本 R S 制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります（※）。

本 R S 制度に基づき R S 対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 77 百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）、このうち(a) 監査等委員でない取締役については年額 55 百万円以内（うち社外取締役は年額 9 百万円以内）(b) 監査等委員である取締役については年額 22 百万円以内（うち社外取締役は年額 12 百万円以内）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会において決定いたします。

本 R S 制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年 48 千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける R S 対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」という。）の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定であります。

② 株価連動賞与 (算定方法)

$$\text{支給金額} = \text{基本報酬月額} \times \text{支給月数}$$

支給月数は、当社株価指数（当社株価の各四半期決算月末終値の対前年期末終値上昇率の 4 点平均）と TOPIX 指数（当社株価指数と同様の算式）を比較し、当社株価指数が TOPIX 指数を上回れば、その差異に応じて別に定める支給水準に応じて決定する。

算定した支給金額を金銭報酬債権として、前号の「譲渡制限付株式報酬制度」で支給される金銭報酬債権に加え、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります（※）。

- (※) ただし、対象取締役のうち、①所属する団体等の内規により当社株式を保有することができない弁護士、公認会計士その他の士業に従事する社外取締役、および、②譲渡制限付株式の割当てを行う定時株主総会直後の取締役会時点において、直前の定時株主総会終結のときをもって退任済の取締役については、現物出資財産として払い込むことに代えて、当該金銭報酬債権に相当する金額を金銭報酬として支給することができるものとします。

(ご参考)

当社は、譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する議案が、2026年6月開催予定の第77回定時株主総会において承認されることを条件に、当社の執行役員等従業員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上